

香川県条例第27号

香川県立病院事業の設置等に関する条例及び水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 (香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 香川県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年香川県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利益の処分) 第6条 略</p> <p>(重要な資産の取得及び処分) 第7条 略 第8条～第12条 略</p>	<p>(利益の処分) 第6条 略</p> <p><u>(資本剰余金の処分)</u> 第7条 <u>毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、法第32条第3項の規定に基づき、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該損失を埋めるために取り崩す方法により行うものとする。</u></p> <p>(重要な資産の取得及び処分) 第8条 略 第9条～第13条 略</p>

(水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例(昭和43年香川県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(利益の処分)

第4条 略

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 略

第6条～第9条 略

(利益の処分)

第4条 略

(資本剰余金の処分)

第5条 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、法第32条第3項の規定に基づき、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該損失を埋めるために取り崩す方法により行うものとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 略

第7条～第10条 略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。